

議 長	副 議 長	局 長	次 長	議事係長	係

議員定数に関する特別委員会会議録			
日 時	平成10年11月11日(水)	開 議	午後1時00分
		散 会	午後3時31分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中畑委員長、佐々木(勝)副委員長、鈴木、松本、見楚谷、斉藤、佐野、佐藤(幸)、新野、武井、西脇、高階各委員		
説明員	総務・財政・企画各部長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本、佐野両委員を指名。継続審査付託案件を一括議題とする。

会議に諮り、新日本婦人の会小樽支部 清水総代氏、全国生活と健康を守る会連合会後志・小樽本部 今井良夫氏、新日本婦人の会小樽支部あしたば班 阿部昌子氏、全日本年金者組合小樽支部 芝垣之臣氏を参考人として出席を求め、陳情第82号の補足説明を聴することに全会一致決定する。

清水総代

9月議会にまちづくり市民懇話会から、議員定数を30名に削減する旨の陳情が提出され、公明党からも人口に比例し32名とすべき条例改正案が提出された。我々婦人の会は1986年当時法定数に基づいて40名であった市議会議員を36名に減少することに反対した。今回はそれをさらに削減するという陳情、条例案を黙って見過ごす訳にはいかない。この機会に36名の議員定数を地方自治法に基づいて40名に戻してもらいたく、意見を述べたい。

市議会議員は市民から選挙で選ばれた人たちであり、市民の意思を代表しその願いや要求、悩み等を行政に反映させ、市民の生活と権利に関わる予算の決定、条例の審議決定等を初め、行政が正しく行われているかをチェックし監視するなど重要な役割を持っている。議員定数を削減するという事はそれだけ市民の声・意思が行政に届きづらくなり、少数意見が抹殺されるということにもつながります。それは民主主義を否定し、ファシズムにも繋がる道だと思う。議員の数が多ければ多いほど市民の声が市政に届き、市民一人一人が大切にされる開かれた市政をつくっていく道になると思う。ただ、無制限に多くするわけにはいかない。そこで地方自治法が人口規模に応じた基準を定めたと思う。この基準に応じた議員定数を守ることがより多くの市民の声・願いを市議会に反映することになるし、憲法で謳う議会制民主主義ではないか。人口が減り市の財政が苦しいからといって議員を減らすことは一部の声だけが取り上げられ、ますます市政を市民からかけ離れたものにしかねない。その上議会の大切なチェック機能も弱まることになる。

小樽市の人口が減るのは小樽の市政に魅力がないからではないのか。市の財政が苦しいのは無駄なところに税金を使っているからではないか。議員を四、六人減らしても五千万円前後であり、一般会計に占める議会費の割合はわずか0.6%に過ぎない。経費節減を言うのであれば、築港再開発に76億円も私たちの血税を注ぎ込むゼネコン消費型の公共事業や無駄な海外視察にこそメスを入れるべきではないか。

人口が20万人になったら水不足になると79億円も注ぎ込んでつくった朝里ダム。今の人口は15万人であり、79億円も税金を使われたうえに、高い水道料金を払わせられる。これも住みづらい魅力のない行政の一つである。小樽港がありながら石狩湾新港に巨額の税金が使われ、小樽の港をますます寂れさせ、小樽港に入るべき貨物が石狩湾新港に行ってしまう。小樽の港にはインディペンデンスのようなきな臭い危険な米空母が入港する。平和なのかな小樽のまちを愛する人たちの思いを裏切り、また一つ住みづらいまちにしているのではないか。築港の基盤整備に市民合意もないまま76億円もの税金が注ぎ込まれた。日々建設が進む中でこのような大型店ができ、地元商店と共存共栄ができるのかという心配や高台から海を見下ろす素晴らしい景観が失われたと嘆く声も聞かれる。小樽の魅力を壊し、住みづらくすることに何百億円と果てしなく注ぎ込まれる。その糊塗が人口減につながり、税収を減らすことにもつながっている。このようなゼネコン中心の無駄な公共事業を止めることが小樽の財政を立て直す一番の近道ではないか。多くの市民の願いや要求が市議会に反映され、小樽が豊かに発展し、若者もお年寄りも住んでいて良かったと言える小樽になるよう、そのためにもこの機会に地方自治法に基づく議員定数に戻していただきたい。

今井良夫

私の本業は零細建設業である。今年は大変不景気で9月頃までは仕事はほとんどなかった。雇用している人たち

にも給料を支払えないという状態が続き、やっと今仕事にありついてやっている。

私も初めは何も発言をしない議員や視察と言いながら遊んでいる議員はいらないと思っていた。しかし、そのように思っている市民の声が議会にきちんと届いているか。巨大なマイカルの建物を目の前にし、今市民の間で言われているのは開業しても果たして何年持つかということである。その建設には地元業者が参入できず、仮に参入しても採算割れの状況である。これでは地元にとって何もならない再開発である。基盤整備には市民の税金を使い建物だけをつくるようなマイカルに、しかも何年持つか我々は心配している。聞くところでは平磯線の沖出し道路の建設に50～100億円くらいかかると言われている。

このような不景気に誰がしたのか。このような時にこそ市は我々に無利子・無担保・無保証の緊急貸し付けを行うべきである。他都市では地元業者の要望に応じて、例えば市営住宅の建設や補修等を地元業者に請け負わせている。今商業者はこのままで良いのかと市に何かを求めている。

小樽経済の中心となっている中小零細企業の実態を把握し、議会で徹底的に話し合い、いろいろな積極策を市長に実行させてほしい。今後ますます地方分権が進み、その役割は重くなる。定数削減という小手先だけでやっていけない。情報公開や住民参加にまともに向き合って真の議会改革をと主張してきたが、私たちの実態を捉え、21世紀の小樽をどうしていくか、個人的利害、党派を超えて真剣に考えてもらいたい。小手先の定数削減には反対する。法定数をきちんと守り、市民の声をより議会に反映させてもらいたい。

阿部昌子

まず、日頃我々の班の中で話し合っていることを述べたい。私たちの班は親子リズム体操、子供の絵の教室など、子育て真っ最中の若い母親が沢山いる班である。人口が減り財政が苦しく、経費の節減や行政改革に取り組んでいるのだから、議員の定数も減らすべきであると言うが、人口減は小樽市民の責任なのか。私たちは小樽に生まれ小樽を愛しているが、小樽は本当に暮らしやすいところなのか。他のまちから来た人達は「このようなところでよく我慢しているね」と言う。公園・児童館・市立病院等はとても汚い。良いところは観光地である運河周辺だけである。一番大変なのは水道料金と保育料の高さということであった。

若い世代にとって子育てはとても大変である。乳幼児医療費を例にとっても、全道では就学前まで無料のところがある。後志では小樽市が最低で通院は2歳児までが無料である。3歳未満児を持つ母親の7割近くは働くことができない状況である。せめてお金の心配をすることなく、安心して治療を受けられるように乳幼児医療の無料が拡大されればと切実に願っている。

新聞報道によれば全道で就学援助の申請者が急増しているということである。小樽では7人に1人が受給している計算になり過去最高ということである。小樽は働く場や公的住宅にしても安心して住みやすい環境ではない。小樽の人口減を言うのであれば、このようなところにもっと税金を使ってこそ人口が増えるのではないか。石狩湾新港や朝里ダムの建設、築港再開発等、ゼネコン浪費型の公共事業に巨額の税金を使うことにメスを入れるべきである。

女性の声は市民全体の半分であり、市民の意見とも言える。市町村議会でもっと女性議員がいて、もっと女性の願いや要求が議会に反映していたなら、先に述べたことは実現されたと思う。住民の意思が議会に最大限反映されることが民主主義の大前提である。地方議会は住民から選挙された議員が住民の意見を代表し、その要求を地方行政に反映させ、住民の暮らしと権利に関わる予算の決定や条例の審議、決議を初め、市長が進める行政をチェックし、監視するなど重要な役割を持っている。議員定数を削減すれば、それだけ住民の声が行政に届きにくくなるのではないか。

憲法第93条を受けて地方自治法は議員定数を自治体の人口規模に応じて、自動的に決定する基準を定めている。小樽市は人口15万人から20万人までに該当し、法定数は40人である。我々女性や子供たちの意見も十分反映されるような議会になるよう、十分に審議されるよう願う。

芝垣之臣

全日本年金者組合は1989年に結成された全国単一組織である。組合員は約4万人で小樽支部の組合員は現在約120名で年々増加している。年金者組合の目的は誰もが老後を安心して暮らすことができるように、年金の改善を初め、雇用・医療・健康・文化など高齢者の生活と権利、地位の向上などの要求の実現を目指して活動している。

1999年に年金制度の大改悪が予定されている。これは保険料を上げるか、あるいは給付額を切り下げるかの選択を迫るといふ大改悪である。それを阻止するために同組合では大々的な署名活動を展開している。また、高齢者要求実現を目指す後志キャラバン行動を行っている。一昨日から明日にかけて4日間、後志管内の全市町村を回り、各自治体や議会に要望書や陳情書を提出している。それは高齢者対策や医療制度の充実改善さらには年金制度の確立を求める陳情書であり、福祉のまちづくりと眞の公的介護制度の確立を求める内容である。

市の高齢者対策は非常に不十分であると思っている。高齢者の要求は実に多様であり、先の要望書にも盛り込まれているので検討願いたい。最近小樽では立派な施策が発表された。

それは小樽市はつつつ長寿憲章である。しかし、この文章が単なる絵に書いた餅ではなくて、具体的な施策が伴って実施されることが極めて大事である。最近、ある会場で「広い国道を横断し、あの坂を登って色内小学校に行くには大変である。せめて身障者センターに投票所をつくってもらえないか。」という話が出た。このような要求は我々では到底考えられない内容である。このように高齢者には多様な意見や要求が存在している。その高齢者の生活実態を把握する、それも市民の立場、高齢者の目線で把握することが極めて重要である。これこそ議員活動が重要な役割を果たすものと考えている。

定数削減の理由は財政問題や人口比率等が言われているが、一般会計に占める議会費の割合は0.6%であり論外である。節減を言うのであれば、築港再開発事業に76億円を初め、節減すべき事業は沢山ある。議員定数の問題は議会制民主主義の根幹に関わる問題である。国民が主人公であるという憲法の精神に沿って考えることが重要である。単純な財源論や人口比率論で割り切れるものではない。

日本は議会制民主主義が始まってまだ50年の歴史である。ヨーロッパでは200年以上の歴史をもって議会制民主主義をつくり上げてきている。もっと長い目で民主主義が名実ともに確立されるかどうか、長い間の努力が必要である。

現在の小樽市の年金受給者は約55,000人、受給総額は約470億円である。これから年々増加していくことは明らかである。高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりの実現を図るためにも、市民の代表である議員の定数を40名に戻すことを要望する。

委員長

これより質疑に入る。

西脇委員

議事進行について、4人の方から陳情の補足説明があったが、4名の方はプロではないので、各委員からの質問に答えられない場合には、同じ意思を代表して来ている佐藤勤氏から答弁をいただくことをお許し願いたい。

委員長

佐藤勤氏からは先般補足説明を聞いている。各委員においてはその辺を十分理解いただき質問を願いたい。

高階委員

議員定数の問題は今までの小樽市政の実態が市民に明らかになる機会でもあると思う。市民の切実な生の声が市政に反映できるという仕組みになっているのか。いろいろな市民の意見ができるだけ市政に反映されるには、議員の定数を減らすというのは逆ではないのか。民主主義の根幹に関わって法律できちんと決められている訳であり、これを守ることが基本である。

市民の声が市政になかなか届かないという面で、このようにしてもらいたいという意見等があれば出して貰いたい。

この問題を議論する場合、狭い議会費だけではなく、小樽市全体の財政問題を論じるべきと思う。我が党は石狩湾新港や築港再開発等については過大な計画であり、市民のためにはならないと主張し、議会では反対してきた。財政問題について何か注文があれば伺いたい。

芝垣之臣

1999年は国際高齢者年となっているが、本市ではどのような施策・イベント等を考えているか。また、介護保険については不備な保険制度であり、様々な問題を提起している。国は市町村に責任を押しつけ、財源は非常に不十分な制度になっている。本市の想定される介護保険料はどの程度になるのか。

総務部長

本来は福祉部が担当しており、当委員会には出席していない。高齢者に対する関係についてははつらつ長寿憲章が制定され、その精神を生かした高齢者対策を、少子・高齢化時代に向けて充実していかなければならないと考えている。

介護保険については平成12年度に導入ということで国から定められているが、現在まだ省令等が制定されていない。これらが出されてから鋭意高齢社会対策室でやっていかなければならない。ただ、その前提として来年度4月以降になるが、介護保険のための体制強化ということも含め、やっていかなければならないと考えている。

阿部昌子

平磯線の沖出し道路整備に50～100億円がかかると聞いた。財政難と言いながら、このような巨額なお金を出させるのか。小中学校の教育費は非常に不十分である。これからの時代を担う子供たちのために教育費の充実を考えてもらいたい。

委員長

今日は陳情第82号の補足説明を聴き、審議の参考に供するというので出席いただいたので、今の質問については答弁はできない。

高階委員

芝垣氏から出された問題は、今精査中であり具体的な数字は出せないという段階である。また、財政難の問題についても築港再開発は無駄遣いではないかと思う。マイカルのために臨港道路の整備に多額のお金を注ぎ込み、さらにその先の平磯線の沖出し道路整備に50億円もかかる。漁業補償も含めると100億円ではきかないと思う。それをマイカルのために行うとしたら、とんでもない無駄遣いである。市民の福祉や子供たちの教育の充実に頑張りたい。

武井委員

今財政問題の話が出たが、我々も議会制民主主義という立場で十分論議しながら、朝里ダムの建設や築港再開発の問題等を論議してきた。

前回の補足説明では相場氏は大いに行政視察を行うべきであるという話であった。今回はそれを否定するような発言があったが、見解の相違があるのか。

委員長

前回の委員会で相場氏から海外視察を大いにやるべきという話があった。相場氏が提出した陳情は第83号でありそこでの意見なので、陳情第82号の補足説明者に聞いても無理かと思う。

武井委員

2つの陳情の趣旨がほぼ同じ内容であるので伺ったが、別に意見がなければ結構である。

佐藤(幸)委員

現在の議員定数は36名であるが、法定数に戻すということは4名増加せよということか。

芝垣之臣

そういうことである。

佐藤(幸)委員

議員一人当たりの経費は約1,000万円かかり、我が党は議員定数を32名して4,000万円を削減せよと言っている。

小樽市もリストラということで4年間で120名を削減するため進めている。民間会社では従業員のリストラや会社の縮小・廃業という状況の中で、議会だけが定数を4名増加することが果たしてよいことなのか。むしろ32名に減らし、浮いた4,000万円で乳幼児医療費の拡大に回したいという考え方を持っているがどうか。

芝垣之臣

それは質的に全然違う話と思う。4,000万円が小さいか、大きいかはいろいろと考え方があろうと思う。市は大企業に何十億円というお金を投入しようとしている。市民生活を考えないやり方を批判しているのであって、仮に議員を4名増やしたところでそれは微々たる問題に過ぎない。民主主義を本当につくっていくかどうか、より住民本位の市政をつくっていくかどうかという問題とは質的に違うと思う。

齊藤委員

前回出席した鈴木氏は「議員定数の議論は議会で決めることになっているが、政党の公約に掲げて選挙の洗礼を受けるべきではないか」という趣旨の発言があった。きちんと議員定数を選挙の公約に掲げて、その後どうするかを論じるべきと考えているか。

芝垣之臣

議員定数を公約に掲げる政党があるかどうか分からないが、おそらくどの政党も触れないだろうと思う。そのことに触れたら大変だという思いの方が強いのではないかと。それよりも議会で十分議論してもらえば良いのではないかと。

鈴木委員

議員定数についてはこれが適正なのか見極めなければならない時期だということは分かる。定数問題の裏には議員の資質というものが問われているのではないかと。また、来年5月には行政改革に伴って、国では議員定数の見直しが行われると聞いている。今の時期がよいのか、あるいは新しい数字が出てからのほうがよいのかという考え方があろうと思う。これについての意見はあるか。

芝垣之臣

地方自治法の改正と言うよりも改悪の方向だと思うので、それにも反対していく。

委員長

これより意見交換に入る。

西脇委員

公明党から出されているちらしがあるが、この中に「例によりごまかしが沢山ある」とある。これはどういうことを指しているのか。

佐藤(幸)委員

おたる民報に「地方自治法第91条第2項は特に理由のある場合、減少できるということで例外措置として云々、市民意向を客観的に把握するアンケート調査の求めには必要なしと阻止する。」と書いている。この2点について答える。

まず、アンケート調査については9月28日の当委員会で高階委員からすべきであるという質問が出た。我々はこの日にアンケート調査をしたら、本会議は終わらないし、今ごろそれを言うのはおかしいのではないかと。我が党

は9月4日に提案しており、何故今ごろになって言うのかと話した。

また、11月2日の理事会では西脇委員からアンケート調査をすべきではないかと話があった。私は「調査するのはいいが、この調査には2週間近くの期間と費用もかかる。この調査を無駄にしないためにも調査結果を重視するのか」と念を押したところ、この話を引っ込めた。それ以降アンケート調査の話はしていない。ここだけを取り上げるのではなく、その前後を取り上げるべきである。

自治法第91条第2項については武井委員からも「この法律の主なもの例えば歌志内は市として当時約5万人であったが、炭坑の閉山によって全国一の小さな市になった。しかし、市としてそのまま存続するということになれば、町より小さな市となる訳なので5万人の時のようにはいかない。そのようなこと等も含めた条項である」と話があった。

また、西脇委員は「武井委員の考え方が当たっているという見解である。市であっても既に法定数を割って市制施行している場合、あるいは市町村の合併・廃合によってそのような事態が生まれる場合、行ってもよいという法律と思う」と言っており、炭坑の閉山や急激な人口減等でなければならないという主張である。

この条項について解説書を見ると「人口によって自動的に決定されるものであるが、地方公共団体の自発的な意思により、または地方公共団体の人口の著しい変動があった場合などに、その定数を変更することができるという法律である」となっている。仮に武井・西脇両委員が言ったことが当てはまるのであれば、今の小樽市の条例は違法か、それとも適法か。

武井委員

著しい人口減は炭坑などの閉山等を指していると理解した。

西脇委員

私は「例により多くのごまかしがある。」と質問している。自治法第91条第2項の「特に」とはどのような状況の場合に当てはまるのかが常に論議になっている。公明党の議論を突き詰めていけば経費節減ということである。我々は15万から20万人までは自動的に40人にすべきであると思っているし、法律もそうであると思う。もし人口に比例して行うべきであるという理論であれば、公明党は議員1人当たり市民5,000人を超えてはいけないというのが法律の趣旨であると言っているのだから、昭和22年の時点では32人くらいから出発し、昭和39年がピークなのでそれに向けて40人に増やしてきたというのであれば分かる。

いろいろと主張しているが、昭和22年当時の人口は15万人台であり、現在と変わりはなく、削減の理由は経費削減だけである。むしろ法の趣旨は民意をより多く反映させるということにあるということを前提にすべきである。

法定数を減員することは違法ではないが、違法ではないと言って減員してもよいということではない。昭和60年の議員定数削減時の木佐北大教授の意見陳述によれば、「法律がある限り減員しても違法性を問われることはない。しかし、法定数を守ることがより法律に沿うものである。」と話しており、そのとおりと思う。

経費節減が唯一の理由と思うが、市の財政問題との関わりできちんと議論をすべきではないか。全国で15万から20万人の都市が32市ある中で、釧路市に次いで低い一般会計の負担率である。市民負担という点を抜き出して論議するのは当てはまらない。

佐藤(幸)議員が本会議で提案説明を行った際に、「地方自治法を考えると、20万人を限度として法定数を40人としているので、20万人を40人で割ると5,000人となり、この法律は議員1人で市民5,000人を超えてはならないというものである。」と言っている。前回の特別委員会でも人口が15万人を維持している時はなるべく5,000人に近い方が市民負担を少なくするので32人が一番いい。」という議論を展開していた。

仮に15万人を割って法定数が36人になった場合、「15万人を割ったら定数を36人に増やす。」と答えて

いるが、この考えは今も同じか。

佐藤(幸)委員

36人の話には後がある。「36人にしても構わないが、その際には報酬の見直しをしなければならない」と話した。法律的には上限なので36人にしても構わないが、ただ、都市によって報酬が違っている訳である。小樽市の議員報酬は44万1,000円であるが、町村では18万円程度である。人口規模に応じて議員報酬は違っているのは当たり前である。36人にするのであれば、議員報酬を下げてプラスマイナスをきちんとしていかなければいけないということである。

西脇委員

5万から15万人までは法定数は36人である。15万人を36人で割ると4,166人である。32人のままだと議員1人当たりの人口が4,688人になる。公明党の法律解釈でいくと、5万から15万人までは36人なので4,166人を超えてはいけない。

しかし、32人の場合であれば、4,688人となり法律の趣旨を超えるから戻さなければならないのではないか。

佐藤(幸)委員

5万から15万人までは議員1人当たり4,166人である。

西脇委員

20万人の時は議員1人当たり5,000人を超えては法律違反だと言うなら、15万人までは法定数が36人なので、4,166人を超えてはいけないということにならないか。

佐藤(幸)委員

私は法律違反とは言っていない。何故地方自治法がそのように決められているのかということを行っている。

西脇委員

一番適切だと判断されて法律ができています。我々は法律を守るという立場に立たなければならない。公明党の理論でいくと5万人から15万人までは議員1人当たり4,166人になるので、それを超えてはいけないということになるから、逆に増やさなければならないのではないか。

佐藤(幸)委員

それは15万人から20万人の話であり、5万人から15万人までとは違う。

西脇委員

5万人から15万までは法律を守らなくてもよいということか。

佐藤(幸)委員

36人にしてもよいが、ただし、報酬も5万人から15万までの各市の平均を調べてそこまで下げなければできないと話している。

西脇委員

何故、今年の1月から報酬の引き上げに賛成したのか。公明党が主張している32人も別段根拠はないということである。30人は5,000人を超えるのでだめだと反対し、唯一自分の主張だけが正しいという根拠に20万人を40人で割った5,000人を超えてはならず、それに一番近い数字が市民負担を軽くするので一番いいという議論である。

法律の解釈なので、全国で違いがあってもいい。しかるに、現に小樽と同じ法定数40人の岸和田市では定数が30人、議員1人当たり6,986人、また、佐倉市では法定数40人に対し、定数は30人である。小平市や和泉市も40人の法定数に対し、前者は28人、後者は26人である。これは法定数40人で、議員1人当たり5,000人ということが法律的に解釈できるわけではないということではないのか。議員1人当たり6,000人を超える議員定数削減に公明党は賛成しているのではないか。

佐藤(幸)委員

我が党は地方議会に縛りは入っていない。

西脇委員

法律解釈にあたり、地方自治体で勝手な解釈をしてもよいのか。

佐藤(幸)委員

私自身の解釈としてはこうであるということでは話している。

佐野委員

類似した都市で条例によって定数を削減しているから、小樽でも公明党がそのように主張するのはおかしいというのは論外である。それぞれの住民合意や財政等を加味して行う訳であり、よその町でやっているからおかしいということにはならない。

西脇委員

「自治法の精神を考えれば、20万人を限度として40人を最高数としているので、20万人を40人で割ると5,000人になる。この法律は議員1人で5,000人を超えてならないという法律である。」と主張するから質問している訳である。

自治体の勝手な事情によって定数を決めればよいというのであれば良いが、公明党の主張は「法律」と言っている。それでは何の根拠にもならないのではないか。もし経費節減というのであれば、まち懇が主張する定数30人の方がより経済的に貢献するのではないか。我々が今年の1定で議員報酬の引き上げについて、市民の収入レベルや市民感情等を考えた場合、我慢すべきではないのかということで反対した。もしどうしても市民が経費を節減すべきであるということであるならば、定数を40人に戻し、なおかつ一般会計に占める割合を0.6%に維持するという措置をとれば、最小限法律の範囲内で市民の意向を反映する議会をつくることができるというのが私たちの見解である。

佐藤(幸)委員

我々も試行錯誤しながら、人口比という問題を検討した。これは私の解釈なので、違う解釈もあるかもしれない。これが法律違反というなら根拠を示してほしい。合わせて過去に4,997人ということがあったから、これだけは我々も踏襲していくことができるのではないか。ただ、無制限にこれを行ったら、何人でもよいということになり、どこかに数字的な根拠を置かなければ話にもならないと思う。

武井委員

議員提案したからには他会派にも賛成してほしいということだと思う。しかし、ちらしに「民主党は自民党の後ろに隠れて小判ざめのようなものである」と書いている。これはどのような意味か。賛同してほしいと言いながら、他の会派を誹謗・中傷するというのはどうかと思う。ここで訂正できないか。

佐野委員

このちらしは一般的に説明した文書ではなく、議員定数は市民や我が党にとっても大事な課題であるということで、党員の学習資料として特定の人に配布したものである。書いてあるとおり、失礼な言葉があったかもしれない。しかし、大事なことであったので、分かりやすく表現したということである。

ただ、前回の議論の中で武井委員から話のあった統計学的に17万5,000人からいくと35.3人という数字がどうしても分からない。

佐藤(幸)委員

私は12年間議員をやってきて、どうしても民主党には自主性が見えない。今回の定数問題についても自民党が決めるのではないか、それについて行こうということであり、そうであれば「小判ざめ」ではないのか。私はそのような印象を持っている。

武井委員

これは重大な問題だと思う。まだ採決もしていない状況の中でこれから賛同してほしいという最中に、しかもそれ以外に言及してあたかも自民党に寄り添っていくかのような発言であり、前言を取り消してもらいたい。

また、統計学では平均値に基づいて算出する方法が一般的である。その意味で15万人から20万人までの場合は17万5,000人を中心に置いた方がいいのではないかとということである。そうすれば公明党の主張する32人という問題が出て、5万人から15万人が36人としても10万人を基本にすれば、たとえ32人にしても別に問題はない訳である。そういう取り方が統計学にあるということである。

自主性がないという発言は我が党としては重要な問題であると考えている。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時30分

佐藤(幸)委員

先程の民主党との議論の中で自主性がないという発言については取り消しさせてもらいたい。

委員長

散会宣告。